

我孫子市創業支援補助金のご案内

我孫子市では、市内における新規事業の創出を促進し、産業の活性化及び振興を図るため、市内の空きテナント等を利用して事業をスタートする方に対し、賃料の一部を補助します。

■補助額

補助対象経費	補助対象期間	補助率	補助限度額
事業所等賃借料 (駐車場賃借料、敷金、礼金、保証金、管理費、共益費、その他これらに類する費用を除く。)	交付決定日の属する月の翌月から1年間	1/2	市域西側地区 月額4万円(年額48万円)
			市域東側地区 月額5万円(年額60万円)

※市域東側地区は次のとおりとし、その他の地区を市域西側地区とします。

(大字名) 都部、都部新田、湖北台1丁目～10丁目、中峠台、中峠、中里、中里新田、古戸、日秀、新木、新木野1丁目～4丁目、南新木1丁目～4丁目、布佐西町、布佐1丁目、布佐、布佐平和台1丁目～7丁目、江蔵地、都、新々田、三河屋新田、相島新田、大作新田、布佐下新田、浅間前新田

■補助対象者

補助金の交付の対象となるのは、申請年度内に創業する方又は申請時に創業から2年を経過しない方で、次の各号のいずれにも該当する場合です。

- (1) 市内の空きテナント等を賃借して事業を行うこと。
- (2) 我孫子市の**※特定創業支援事業**による支援を受け、証明書の発行を受けていること。
- (3) 個人事業者にあつては、実績報告までに市内に居住していること。法人にあつては、実績報告までに市内を本店所在地とした法人登記が行われていること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 創業に際して法律に基づく資格が必要な場合は、当該資格を有し、又は創業までに有する見込みがあること。
- (6) 申請物件において2年以上継続して営業することが見込まれること。
- (7) 我孫子市商工会に入会すること。
- (8) 申請物件の所有者が近親者ではないこと。
- (9) 事務所等の賃借に対する他の制度の補助金、助成金等を受けていないこと。
- (10) 中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条に規定する業種のうち、市長が補助対象として適当と認める業種を営んでいること。

※特定創業支援事業とは、市が実施する創業のための基礎知識を学ぶセミナーである「実践創業塾～本格起業コース」を指します。平成28年度は6月から8月にかけて開催を予定しており、修了証明書の発行を受けるためには、原則的に計5回の講義すべての受講が必要です。

※次の事業は対象となりません。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)の規定により許可又は届出を要する事業。
- ・フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業。
- ・その他市長が適当でないとする事業。

■補助金交付までの流れ

①申請者が、我孫子市の特定創業支援事業を修了。市から証明書の発行を受ける。



②申請者が、補助金の交付申請について市に事前相談。



③申請者が、証明書を含む必要書類を添えて、交付申請書(我孫子市創業支援補助金交付要綱様式1)を市へ提出。



④市が、申請内容を審査し、交付(不交付)決定通知書(要綱様式3)を申請者へ通知。



⑤申請者が、申請物件にて事業を運営。



⑥申請者が、市が指定する時期に実績報告書(要綱様式6)を市へ提出。



⑦市が、報告内容を審査し適当と認めるときは、確定通知書(要綱様式7)を申請者へ通知。



⑧申請者が、交付請求書(要綱様式8)を市へ提出。



⑨市が、申請者へ補助金を交付。

■交付申請時の添付書類

1. 我孫子市の特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書
2. 市民税又は法人市民税に係る納税証明書
3. 事業計画書(様式第2号)
4. 事業所等の賃貸借契約書の写し
5. 事業所等の位置図及び平面図
6. 住民票、運転免許証その他住所を確認できるものの写し(個人事業者の場合)
7. 定款又はこれに準ずるもの(法人で既に創業している場合)
8. 登記事項証明書の写し(法人で既に創業している場合)
9. 個人事業の開廃業等届出書の写し(個人事業主で既に創業している場合)
10. 営業許可証の写し(許認可を必要とする業種で、既に許認可を取得している場合)

<お問い合わせ>

当制度のご利用については我孫子市役所企業立地推進課までご相談ください。

電話：04-7185-2214 E-mail：sougyou@city.abiko.chiba.jp



(市 HP QR コード)